

各教科等の改訂の要点

1	育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき、各教科等の目標や内容を構造的に示した。その際、小学校及び中学校の各教科等の目標や内容等との連続性や関連性を整理した。
2	各段階における育成を目指す資質・能力を明確にするため、段階ごとの目標を新設した。
3	各段階間の円滑な接続を図るため、各段階の内容のつながりを整理し、段階間で系統性のある内容を設定した。更に、小学部、中学部及び高等部の内容のつながりを充実させるために、中学部に新たに段階を設けて、「一段階」及び「二段階」を設定した。
4	社会の変化に対応した内容の充実を図るため、例えば、国語科における日常生活に必要な国語のきまり、算数科、数学科における生活や学習への活用、社会科における社会参加や生活を支える制度、職業・家庭科における働くことの意義、家庭生活における消費と環境などを充実した。
5	小学部において、学校や児童の実態を考慮し、必要に応じて外国語活動を設けることを規定した。
6	小学部の児童のうち小学部3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者、また、中学部の生徒うち中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、児童生徒が就学する学部に対応する学校段階までの小学校学習指導要領における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定した。

◇知的障がいとは・・・

知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が発達期に起こるもの。

「知的機能の発達に明らかな遅れ」とは・・・

認知や言語などに関わる精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の児童生徒と比較して平均的水準より有意な遅れが明らかな状態。

「適応行動の困難性」とは・・・

他人との意思の疎通、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないことであり、適応行動の習得や習熟に困難があるために、実際の生活において支障をきたしている状態。

◇知的障がいのある児童生徒の学習上の特性

・学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しい。

→実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することにより、必要な知識や技能等を身に付けられるようにする継続的、段階的な指導が重要。

・成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。

→学習の過程では、児童生徒が頑張っているところやできたところを細かく認めたり、称賛したりすることで、児童生徒の自信や主体的に取り組む意欲を育むことが重要となる。

※抽象的な内容の指導よりも、実際的な生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるようにする指導が効果的である。

段階の考え方・各段階の構成

◇学年ではなく、段階別に内容を示している理由

発達期における知的機能の障がいがあるが、同一学年であっても、個人差が大きく、学力や学習状況も異なるため。段階を設けて示すことにより、個々の児童生徒の実態等に即して、各教科の内容を選択して、効果的な指導ができるようにしている。

2
段階
中学部

中学部 1 段階を踏まえ、生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容。

- ・主として生徒が自ら主体的に活動に取り組み、目的に応じて選択したり、処理したりするなど工夫し、将来の職業生活を見据えた力を身に付けられるようにしていくことをねらいとする。

1
段階
中学部

小学部 3 段階を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思の疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮した内容。

- ・主として生徒が自ら主体的に活動に取り組み、経験したことを活用したり、順番を考えたりして、日常生活や社会生活の基盤を育てることをねらいとする。

3
段階
小学部

知的障がいの程度は、他人との意思の疎通や日常生活を営む際に困難さが見られる。適宜援助を必要とする者が対象。

- ・ 2 段階を踏まえ、主として児童が自ら場面や順序などの様子に気付いたり、主体的に活動に取り組んだりしながら、社会生活につながる行動を身に付けることをねらいとする。

2
段階
小学部

知的障がいの程度は、1 段階ほどではないが、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者が対象。

- ・ 1 段階を踏まえ、主として教師からの言葉掛けによる援助を受けながら、教師が示した動作や動きを模倣したりするなどして、目的をもった遊びや行動をとったり、児童が基本的な行動を身に付けたりすることをねらいとする。

1
段階
小学部

主として知的障がいの程度は、比較的強く、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要である者が対象。

- ・教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験し、事物に気付き注意を向けたり、関心や興味をもったりすることをねらいとすることや、基本的な行動の一つ一つを着実に身に付けることをねらいとする。